

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		大規模の修繕又は大規模の模様替の認定			
根拠法令等及び条項		建築基準法施行令第137条の12第6項、第7項			
標準 処理 期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間	日			
審査 基準	根拠条項	建築基準法施行令第137の12条第6項、第7項			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	【 基 準 】 処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。				